

01 ファンタジー世界の法律整備

～ダンジョンが現れた世界に法関係の設定がないので作りました。
話がつまらなくなっているようですが、知りません。～

Enacting Laws in a Fantasy World

要旨:私たちは空想世界が舞台の作品において、法律に関しての言及が少ないと感じ、法律に興味を持ってもらうために「俺だけレベルアップな件」の世界で法律を作成することにしました。そして、「俺だけレベルアップな件」に焦点を当て、その世界での問題点、そこから必要とされる法律を考え、作成をした。また、作成をする中で生じた問題を解決するために作成した法律を洗練されたものにしていった。今後の展望としては、専門家に私たちが作成した法律について助言をいただき、今回作成した法律を通じ、より多くの人に、法律に関して興味関心を持ってもらうことを目指している。

1 研究背景と研究目的・意義

1.1 研究背景

空想世界を描いた作品には、その世界固有の法律が存在するはずであるが、言及しているものは一般的にない。また、法を難解なものとして、知ることを避けている者も多い。実際、令和六年に内閣府が行った「基本的法制度に関する世論調査」の有効回収率は60.5%となっている。ここから、およそ四割の人は基本的法制度にたいした関心を向けていないことが読み取れる。そのため、より多くの国民に法律について関心を与え、法治、民主国家として日本を確固とした国にする必要がある。

1.2 リサーチクエストと先行研究・事例

空想世界の法律を作り、下記の意義を達成するために次のようなりサーチクエストを立てた。『「俺だけレベルアップな件」の世界においてどのような法律を作成すれば、治安の維持が可能か。』「俺だけレベルアップな件」は、現代世界、そして主に日本を舞台としていて、そこに魔法、魔物、異世界などの要素が加えられたものなので、現在の日本の法律ほそのまま適用されていると仮定し、この世界のファンタジーな部分に対処するための法律を作成することに専念できると考えたため、この作品を選択した。

先行研究として「空想法律読本」(著:盛田栄一)がある。この著書では、空想世界の作品の行為を日本の法律に当てはめて、合法か違法かを検証している。私たちの研究と、空想世界のことを法的に検証するという点では同じであるが、新たに私たちは、空想世界に沿った法律を考えていく。

1.3 研究の目的・意義

この研究を通し、サブカルチャーという私たち身の周りにあるものを通し、法律について興味関心を持ってもらうことが本研究の目的である。また、さまざまな現象を論理的に捉える力を養い、法律の作成過程で考えたことや議論したことを説明することで法律を理解しやすくするための一助とする。

1.4 仮説とその根拠

仮説として、『俺だけレベルアップな件』の世界において、個人のランクや能力に応じた規制や監視や、エネルギー源である魔石の取り扱いを制限するための法律を作成すれば、自分のランク不相応のダンジョンに挑み、怪我や死亡などに発展する事態や、魔石を用いた兵器の開発、テロなどを防止することができ、『俺だけレベルアップな件』の世界の治安維持が可能ではないかと考えた。その根拠としては、『俺だけレベルアップな件』の世界では、ランクによって挑戦可能なダンジョンが異なっていることや、魔物を倒したときに得られる魔石がエネルギー源として利用可能で、規制をしないと重大な事件や事故につながる可能性があることが挙げられる。

2 研究方法1

2.1 研究の目的とリサーチクエスチョン・仮説との関係

「俺だけレベルアップな件」という現代社会にゲートと呼ばれる現世と異次元とを繋ぐ扉が出現し、ハンターと呼ばれる人たちが戦う世界が舞台である作品に焦点を当て、実際に法律を作成することで、実際の法律や社会的事象に興味を持ってもらうことに繋がる。

2.2 研究方法

「俺だけレベルアップな件」のアニメから、その世界で考えられる問題点を挙げ、その問題点についてどうすれば抑止及び解決できそうかを考察し、考察を踏まえて、現行法を参考にして法律を執筆する。その後グループ内で作成した法律を評価し、改善案を考え、それを元に作成した法律を加筆修正する。

2.3 結果

問題点として以下のようなことを挙げた。

- ・魔物（モンスター）に対処するための武器等の所持の規制
- ・探索者同士の殺人といったダンジョン内の犯罪の取り締まり
- ・物語に登場するエネルギーの魔石の取扱や規制
- ・ダンジョン（魔物が生じる空間）内を探索や、魔物を討伐する探索者の身分の保証
- ・ダンジョン外での魔法の使用の規制
- ・攻略されないダンジョンへの対処

今回は、魔石の取扱と探索者についての法律を作成することにした。

一から法律を作成するのは難しいと感じたため、魔石取締法は魔石の所持が危険であるという点から覚醒剤取締法を、探索者に関する法律は探索者が免許を必要とし、また武器などの危険物を所持するという点から医師法、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律を参考に作成した。

2.4 考察

ダンジョン内の犯罪に関しては、『俺だけレベルアップな件』の世界の設定では、攻略したダンジョンには再び入ることができない上に、魔物に殺されたのか人に殺されたのかを確認できないため、ダンジョン内で殺人を犯した人がいた場合でも、殺人の物的証拠を示すことができない。この点において、法律を制定しても対処しづらいと感じた。また、『俺だけレベルアップな件』の世界における固有の要素の定義が難しいと感じた。例えば、「魔力」は、人間や魔物の体内に存在するエネルギーだが、脂肪や炭水化物などとは異なり、科学的な説明、定義が難しく、魔力の単位を決めることも困難であると考えられる。

3 結論と今後の展望

3.1 結論

魔石取締法、探索者に関する法律の二つの法律を作成することが出来た。作成した法律はこの論

文の一番下に添付した。

3.2 今後の展望

今回作成した魔石取締法は、日本国憲法の経済活動の自由を制限する法で、探索者に関する法律は、職業選択の自由を制限する法であるので、もう一度、制限や罰則は妥当な判断かを議論し、必要があれば加筆修正しながら、作成した法律をより現実味をもたせ、実際の法律と遜色ない洗練されたものにする。また、私たちは法律の専門家ではないので、法律を勉強、研究している法学者、法律関係者に意見を伺う。

そして、多くの人が法律について、より関心を持つようにするという目的を達成するために、今回作成した法律を用いてアプローチする方法を考える。

4 引用文献・参考文献

Chugong, 俺だけレベルアップな件. KADOKAWA

2022 年覚醒剤取締法 | e-Gov 法令検索

<https://laws.e-gov.go.jp/law/326AC0100000252> (参照:2025 - 1 - 30)

2025 年医師法 | e-Gov 法令検索

<https://laws.e-gov.go.jp/law/323AC0000000201> (参照:2025 - 4 - 30)

2025 年鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 | e-Gov 法令検索

<https://laws.e-gov.go.jp/law/414AC0000000088/> (参照:2025 - 4 - 16)

内閣府基本的法制度に関する世論調査 (令和 6 年 10 月実施)

[「基本的法制度に関する世論調査」\(令和 6 年 10 月調査\) 概略版](#)

盛田栄一 (2001). 空想法律読本. メディアファクトリー

魔石取締法

目次

第一章:総則

第二章:指定及び届出

第三章:禁止及び制限

第四章:取扱

第五章:業務に関する記録及び報告

第六章:監督

第七章:雑則

第八章:罰則

第一章:総則

第一条:この法律は魔石の濫用による治安悪化を防止し、公共の安全を守るため、魔石及び魔石加工品の輸入、輸出、所持、譲渡、譲受及び使用に関して必要な取締を行うことを目的とする。

第二条:本法で「魔石」とは、以下の物を指す。

一:魔力によって生み出された門の内部(以下、門をゲート、その内部をダンジョンと呼称する)に存在する生命体(以下、魔物)を始末したときに生成される魔力を帯びた物質

二:人工的に魔力を込めた物質

2:本法で「魔道具」とは、魔石を加工して、別の道具にした物を指す。

3:本法で「魔道具製造業者」とは、魔道具を製造すること、及びその製造した魔道具を販売することを業とすることができるものとして、本法の規定により指定を受けた者を指す。

4:本法で「探索者」とは、ダンジョン及び外部で魔物を討伐することを生業とする者を指す。

5:本法で「魔石研究者」とは、学術研究のため、本法の条件外の用途に魔石を使用することができ、本法の指定を受けた者をさす。

6:本法で「魔石販売業者」とは、本法の規定により指定を受けた、魔石及び魔道具を輸入、輸出、購入及び販売を行う者を指す。

第二章:指定及び届出

第三条:魔石を取り扱う事業を展開するには国の認可及び、指定書類の提出を必要とする。

第四条: 魔石販売業者、魔道具製造業者又は魔石研究者の指定をした際は、厚生労働大臣は当該製造業者に対して、都道府県知事は当該施用機関の開設者、当該研究者又は当該販売業者に対して、それぞれ指定証を交付しなければならない。

第五条: 魔道具製造業者、魔石及び魔道具施用機関又は魔石研究者の指定の有効期間は、指定の日からその翌年の12月31日までとする。

第三章: 禁止及び制限

次に掲げるものでなければ、魔石の輸入、輸出をしてはならない。

- 一 魔石輸入・輸出業者
- 二 魔石関連の研究施設設置者であって、学術研究又は、試験検査のために魔石を輸入するもの
- 三 その他国家機関が定めた業者

魔石の製造、販売、研究の職に就いていない探索者は、ダンジョン攻略後、手に入れた魔石を魔石販売業者
者に売らなければならない。

第四章: 取扱

魔石を輸入する業者及び、魔石を使用したものを製造する業者(以下、営業者)及び、魔石関連の研究施設

置者(以下、研究者)は、魔石を譲渡するとき国の定めるところにより、魔石を収めた容器又は容器の直接の包皮に、国の発行する証紙で封を施さなければならない。

- 一 前項の規定により、営業者並びに研究者は封が施されてなければ、魔石を譲渡してはならない

第五章: 業務に関する記録及び報告

魔石施用機関の管理者及び魔石研究者は、それぞれその魔石保管営業所若しくは研究所ごとに帳簿を備え、次に掲げる事項を記入しなければならない。

一 製造し、譲り渡し、譲り受け、保管換え、施用し、施用のため交付し、又は研究のため使用した魔石の品名

及び数量並びにその年月日

二 譲渡又は譲受の相手方の氏名(法人にあつてはその名称)及び住所並びに若しくは魔石保管営業所、魔石施用機関又は研究所の名称及び所在場所

魔石輸入業者、魔石輸出業者、魔石取扱者又は魔石研究者がこの法律の規定、この法律の規定に基づく処分

又は指定若しくは許可に付した条件に違反したときは、厚生労働大臣は魔石輸入業者、魔石輸出業者について

て、都道府県知事は魔石取扱者又は魔石研究者について、それぞれその指定を取り消し、又は期間を定めて、

魔石に関する業務若しくは研究の停止を命ずることができる。

第六章:監督

厚生労働大臣又は都道府県知事は、魔石の取締り上必要があるときは、魔石を輸入・輸出する業者及び、魔石を使用したものを製造する業者、魔石関連の研究施設の管理者若しくは魔石研究者、その他の関係者について必要な報告を徴することができる。

厚生労働大臣又は都道府県知事は、魔石の取締り上必要があるときは、当該職員をして魔石加工品製造業者の製造所若しくは魔石保管営業所、魔石研究者の研究所その他魔石に関係ある場所に立ち入らせ、帳簿

その他の物件を検査させ、魔石若しくは魔石であることの疑いのあるものを試験のため必要な最小分量に限り収去し、又は魔石加工品製造業者、魔石研究者その他の関係者について質問をさせることができる。

第七章:雑則

この法律に規定する指定又は許可には、条件を付し、及びこれを変更することができる。

前項の条件は、魔石の濫用による危害の発生を防止するため必要な最小限度のものに限り、かつ、
指定

又は許可を受けるものに対し不当な義務を課することとならないものでなければならない。

厚生労働大臣は、この法律の規定にかかわらず、魔石を輸入し、又は譲り受けることができる。

厚生労働大臣は、前項の規定により輸入し、又は譲り受けた魔石を、魔道具製造又は魔石研究を行う国又は

都道府県の機関に交付するものとする。

前項の規定により厚生労働大臣から魔石の交付を受けた機関の長は、帳簿を備え、これに魔石の数量並びに

その年月日その他厚生労働省令で定める事項を記載しなければならない。

厚生労働大臣は、外国政府から魔石を輸入したい旨の要請があったときは、この法律の規定にかかわらず、

第一項の規定により輸入し、若しくは譲り受けた魔石は法令の規定により国庫に帰属した魔石を、
当該外国

政府に輸出することができる。

この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に
委任する

ことができる。

この法律に基づき政令を制定し、又は改廃する場合においては、その政令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第八章:罰則

第八条の一:魔石を無断に輸入・輸出した者は三年以上の懲役または、千万円以上の罰金に処する。

一 営利の目的で前項の罪を犯したときは、当該罪を犯した者は無期もしくは、五年以上の懲役に処し、

又は情状により無期若しくは三年以上の懲役及び千万円以下の罰金に処する。

二 前項の未遂罪は罰する

第八条の二:魔石を許可なく所持した者は三年以下の懲役または、百万円以下の罰金に処する

一 営利の目的で前項の罪を犯したときは、当該罪を犯した者は一年以上の懲役に処し、
又は情状により一年以上の懲役及び百万円以下の罰金に処する。

二 前項の未遂罪は罰する

第八条の三:魔石を許可なく譲渡した者、譲り受けたものは、五年以下の懲役または
五百万円以下の罰金に処する。

一 営利の目的で前項の罪を犯したときは、当該罪を犯した者は二年以上の懲役に処し、
又は情状により二年以上の懲役及び五百万円以下の懲役に処する。

二 前項の未遂罪は罰する。

第八条の四:四条の一から三の行為を斡旋した者は五年以下の懲役に処する。

第八条の五:四条の一から三の行為に要する資金等を提供し、又は運搬した者は五年以下の懲役に処する。

第八条の六:第三条で記載を義務付けられた事項を不記載、偽造した個人、事業者は三年以下の懲役または

三百万円以下の罰金に処する。

探索者に関する法律

目次

第一章:総則

第二章:免許

第三章:試験

第四章:業務

第五章:雑則

第六章:罰則

第一章:総則

第一条:探索者(ダンジョン及び外部で魔物を討伐することを生業とする者)は、各人の持つ能力によって、魔力により生み出された門の内部(以下、門をゲート、その内部をダンジョンと呼称する)に存在する生命体(以下、魔物)を始末し、国民の生活の安全を守ることとする。

第二条:本法で用いられる用語を下記のように定義する。

本法で「探索者ランク」とは、探索者の強さを段階別で表したもののことを指し、S,A,B,C,D,Eの6段階に分けられる。

第二章:免許

第三条:探索者になろうとする者は、探索者国家試験に合格し、探索者協会の免許を受けなければならない。

第四条:十五歳未満の者には、資格を与えない。

第五条:免許には名前、顔写真、役割、探索者ランク、生年月日を記載する。

第三章:試験

第六条:探索者国家試験は毎月一回行われるものとする

第七条:一五歳未満の者は、受験する資格を持たない。

第八条:不合格になった受験者は、半年後に再び受験する資格を得るものとする。

第九条:探索者国家試験では、魔力量試験と実技試験を行う。

第十条:魔力量試験では、国の保有する魔力量測定器を用いて受験者の魔力量を測る。魔力のあるものはその時点で合格となる。

第十一条:実技試験では、戦闘を主な役割とする探索者は各ランクの探索者と模擬戦闘を行う。支援を主な役割とする受験者はその技能を披露する。

第十二条:合格した探索者は、魔力量試験と実技試験の結果から最初の探索者ランクが決められ、それに応じた免許を受け取るものとする。

第四章:業務

第十三条:探索者、魔石採掘者でなければ、ダンジョン内に入ってはいけない。

第十四条:国若しくは探索者協会からのダンジョンの攻略願いを受け取った者は、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

第五章:雑則

第十五条:探索者が所有する武器は、探索者協会からの承認を受けた事業所から購入しなければならない。

第十六条:魔物討伐、人命救助以外の目的での武器若しくは能力の使用は禁ずる。

第十七条:探索者は自分のランクの一つ下からひとつ上のランクのダンジョンに挑戦できる。

第十八条:探索者は五年に一回免許を更新しなければならない。

第十九条:四十歳以上の探索者は毎年免許更新の義務を要し、更新時の検査に通らなかった者は免許返納を義務とする。

第二十条:自主的な免許の返納は何時でも可能である。

第二十一条:原則として探索者国家試験以外で探索者ランクが変動することはない。

第六章:罰則

第二十二条:次の各号のいずれかに該当する者は、十年以下の懲役若しくは三千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。また、探索者免許を一定期間停止若しくは剥奪される。

- 一. 虚偽又は不正の事実に基づいて探索者免許を受けた者。
- 二. 業務上の秘密を漏らした者。
- 三. 探索者業務停止を命ぜられた者で、当該停止を命ぜられた期間中に、探索を行った者。
- 四. 規定による命令に違反して再教育研修を受けなかった者。
- 五. 探索者協会からの承認を受けていない事業所から武器を購入、またその武器を使用した者。
- 六. 魔物討伐以外の目的で武器を使用した者。
- 七. ゲートの外で正当な理由なく、各人の能力を使用した者。
- 八. 失効した免許を用いて、魔物の討伐など、探索者の権利を行使した者。
- 九. 免許返納を命じられたがそれに応じなかった者。
- 十. 各人のランクを偽り、各人のランクの権利を超える行動をした者。
- 十一. ダンジョンの攻略時に、殺人などの違法行為をしたと認められた者。